

平成 27 年度 新富町事業実施計画書



平成 27 年 6 月

 新 富 町

目次

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

1 暮らしのインフラ

幹線道路整備事業	7
幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業	7
町内IT化の促進	7
公共交通の確保	7
水資源の保全	8
上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保	8

2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政

防火意識向上の推進	9
救急体制の強化	9
住民と一体となった防災体制の構築の推進	9
災害時体制の強化推進	10
木造住宅耐震診断事業	10
木造住宅耐震改修事業	10
安心安全な町づくりの推進	11
交通安全対策	11
消費者行政の啓発	11

3 基地対策

騒音対策	12
障害防止対策	12
生活環境整備	12

4 住宅、公園、緑地、環境美化

町営住宅整備事業	13
新築住宅への助成事業	13
町外者の定住促進	13
地域おこし協力隊の受入	13

5 ごみ処理・リサイクル

適正なごみ処理	14
ごみ減量化及び資源リサイクルの推進	14

6 火葬場施設・墓地

火葬場の運営・整備	14
墓地の管理	14

II 自然環境保全・公害

1 自然環境保全・公害

自然環境の保全	15
環境保全意識の啓発	15
環境汚染対策	15

排水路整備事業	1 5
排水処理対策等の充実	1 5

第2節 健康・福祉

I 保健・健康づくり・医療

1 保健・健康づくり・医療

健康管理体制の充実	1 7
自殺対策事業	1 7
町民の健康を守る取組の推進	1 7
結核対策の推進	1 8
地域医療体制の整備	1 8

II 国民健康保険

1 国民健康保険

国民健康保険	1 9
--------	-----

III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

高齢者の健康づくり	2 0
介護ボランティア育成事業	2 0
介護自主予防教室助成事業	2 0
転倒予防教室	2 0
げんきアップ教室	2 1
しんとみキラリ輝き体操教室	2 1
高齢者のいきがいくづくり	2 1
高齢者の就労支援の充実	2 1
高齢者の活動拠点の充実	2 1
高齢者医療	2 2

IV 障がい者福祉

1 障がい者福祉

在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業	2 3
地域活動支援センター I 型	2 3

V 児童福祉

1 児童福祉

乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業	2 4
多子世帯保育料助成事業	2 4
一時預かり保育事業	2 4
地域子育て支援拠点事業	2 5
障がい児保育事業（私立保育園）	2 5
延長保育促進事業	2 5
地域活動事業	2 5
子育て世帯応援商品券発行事業	2 6
不妊治療費助成事業	2 6

目 次

母子保健事業	2 6
養育医療	2 6
放課後児童健全育成事業	2 7
放課後児童クラブ支援事業	2 7
放課後児童クラブ利用負担軽減事業	2 7
要保護児童の早期発見及び適切な保護	2 8
病後児保育事業	2 8
VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉	
1 低所得者福祉・母子父子家庭福祉	
低所得者福祉	2 9
ひとり親家庭医療費助成事業	2 9

第3節 教育・文化・人づくり

I 幼児教育	
1 幼児教育	
家庭教育の充実	3 1
ブックスタート事業・家庭教育支援事業	3 1
私立幼稚園振興補助金事業	3 1
II 義務教育	
1 義務教育	
学校施設・設備の充実	3 2
学力の向上	3 2
読書推進事業の展開	3 2
健康安全教育・食育の推進・道徳教育	3 2
生徒指導等の充実	3 3
家庭・地域社会・学校の連携	3 3
特別支援教育の充実	3 3
III 青少年健全育成	
1 青少年健全育成	
子どもの体験活動支援事業等	3 4
新富町チャレンジスクール事業・子ども会育成事業	3 4
IV 生涯学習	
1 生涯学習	
複合施設整備事業	3 5
人権啓発活動の取組	3 5
生涯学習活動の促進	3 5
成人式自主運営	3 5
V 文化・スポーツ	
1 文化・スポーツ	
地区集会所大規模改修事業	3 6

読書環境整備及び推進事業	36
文化財の環境整備及び活用	36
文化活動の推進	36
生涯スポーツ活動の促進	36
体育施設管理及び整備	37
富田浜漕艇庫等整備事業	37

VI ボランティア・男女共同参画

1 ボランティア・男女共同参画

ボランティア公募の推進	38
男女共同参画の推進	38
女性を取り巻く環境の整備	38

第4節 産業・経済

I 農業

1 農業

効率的・安定的な水田農業の確立	40
新規就農者及び農業後継者への支援	40
施設園芸の省エネルギー・省力化対策	40
畑作営農の経営再編	41
有害鳥獣対策	41
認定農業者の持続的発展の推進	41
園芸用ハウスの刷新にともなう高収益システムの導入促進	42
遊休農地等の解消及び発生防止	42
農業者年金の推進	42
経営・流通販売体制の改革	43
農道舗装の推進	43
農業基盤整備事業の推進	43
農地中間管理事業の推進	43
認定農業者等へ農地の集積	43
農地・水保全管理事業の推進	44
圃場整備の推進	44
環境保全型農業推進	44
畜産振興対策	44

II 林業・水産業

1 林業・水産業

海岸保安林の松くい虫防除	45
--------------	----

III 商業、サービス業、工業

1 商業、サービス業、工業

口蹄疫復興対策	46
地元商店街等との連携	46
消費喚起・生活支援の取組み	46

目次

企業誘致の推進	47
IV 雇用	
1 雇用	
雇用対策	47
V 観光	
1 観光	
まちづくり実施計画策定事業	48
温泉化粧水どんぐりの販売促進	48
新富温泉サン・ルピナスの集客	48
魅力ある観光の振興	48

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

I ビジョンを実現するための行政の取り組み	
1 行財政	
長期総合計画の実効性の確保	50
総合戦略の策定	50
2 町民参加の推進	
行政情報の公開	51
広報誌等による情報提供の充実	51
開かれた議会の実現	51
議会広報の充実	51
先進性のある議会の実現	51
地区（自治会）加入の促進	51
まちづくり事業の推進	52
若者連絡協議会の活動推進	52
3 行財政運営の効率化	
財政運営の効率化	53
財源の確保	53
行政運営の効率化	53
職員の資質の向上	53
余裕金管理の充実	53
収納代理金融機関の拡充	54
家屋全棟調査	54
固定資産（土地）評価総合調査業務	54
納税方法の周知	54
納税相談の拡充	55
納税意識向上のための広報	55
滞納処分の強化	55
窓口業務のサービス向上	55
国民年金の充実	55

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

II 自然環境保全・公害

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

1 暮らしのインフラ

幹線道路整備事業

1億8,806万円

(担当：都市建設課)

◆幹線道路については引き続き計画的に整備します。

- ①佐土原～木城線道路改修工事
- ②佐土原～木城線補償調査委託業務
- ③佐土原～木城線道路改修用地・補償
- ④末永～鬼付女線道路改修工事
- ⑤末永～鬼付女線道路改修用地・補償

◆国道10号新富バイパス（日向大橋新設と4車線化）の早期完成に向け、国に強く要望します。

幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

1億4,611万円

(担当：都市建設課)

◆町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。

- ①宮ヶ平～舟津線道路改良工事
- ②円明寺線道路改良工事
- ③楠～西畦原線道路改良工事
- ④平田～栗野田線道路改良工事
- ⑤樋之元線補償
- ⑥堂川橋外5橋梁補修実施設計委託業務
- ⑦その他町道維持補修など

町内IT化の促進

1,698万円

(担当：総務財政課)

◆光ファイバーによる情報通信基盤を活用したICTによる安全安心なまちづくりのための、調査、研究、支援を行います。

- ①ICTを利活用した先進自治体の視察研修を行います。
- ②視察研修を通じて調査研究し、児童や高齢者見守りなどICT利活用した具体的な取り組みを検討します。

公共交通の確保

1,240万円

(担当：まちおこし政策課)

◆移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段として町内全域にコミュニティバスを運行します。

◆広域的バス路線の維持を図ります。

水資源の保全

1, 860万円

(担当：環境水道課)

- ◆安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

3億1,404万円

(担当：環境水道課)

- ◆上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備を進めます。
 - ①溜水配水池築造工事
 - ②弁指配水池築造工事
 - ③春日加圧ポンプ場テレメーター設置工事
- ◆水の安定供給を図るため、配水管の布設替工事を 町道道路改良工事に併せて実施します。
- ◆水圧不足地域の解消および耐震対応水道管への切換えを行います。
 - ①溜水地区配水管布設替工事
 - ②末永～鬼付女線配水管布設替工事
 - ③栗野田～下城元線配水管布設替工事
- ◆国道10号改良工事工期に合わせて、配水管布設工事を実施します。

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政

防火意識向上の推進

34万円

(担当：防災基地対策課)

◆消防団組織の充実

- ①消防団員の確保を図ります。
- ②女性消防団員（ラッパ隊員）の加入促進を図ります。

◆東児湯消防組合と連携し、住宅用火災報知器の設置率向上を図ります。

救急体制の強化

2億217万円

(担当：防災基地対策課)

◆関係機関と連携し、消防や救急活動に必要な車両や資機材、人材の確保を図ります。

◆関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。

住民と一体となった防災体制の構築の推進

476万円

(担当：防災基地対策課)

◆自主防災組織設立の環境づくり

- ①区長会等で組織づくりのための情報を提供します。
- ②年間10地区以上の自主防災組織設立を目指します。
- ③自主防災組織や消防団等において宮崎県地域防災士養成研修の受講を促し、防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。

活用できる補助金等	内 容
防災士資格取得試験受験料助成	受験料3,000円を全額助成します。
防災士認証申請料助成	認証登録料5,000円を全額助成します。

◆自主防災組織への活動支援

- ①防災意識向上のため自主防災組織を中心に、消防署、消防団と合同での防災訓練や各種研修・講習会を開催します。
- ②自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。

災害時体制の強化の推進

1億353万円

(担当：防災基地対策課)

◆総合的な災害時体制の強化

- ①「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」を作成します。この計画を基に、特に対策が必要な避難困難区域を抽出した上で、課題を解消するための対策を検討します。
- ②福祉課と協力して避難行動要支援者リストと個別支援計画を作成し、避難行動要支援者に対するきめ細やかな計画を立案します。
- ③災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。
- ④災害時の避難者のため、3日間程度の食料を5年間かけて備蓄します。
- ⑤地域住民と連携した避難訓練を実施します。
- ⑥防災行政無線（屋外）の計画的な更新を行います。
- ⑦横江地区に複合型津波避難施設（1階消防団施設、2階及び屋外は避難施設）を建設します。

木造住宅耐震診断事業

27万円

(担当：都市建設課)

◆昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。

(予定戸数：5戸 ※1戸当たり6千円の個人負担が必要)

木造住宅耐震改修事業

150万円

(担当：都市建設課)

◆耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。(予定戸数：2戸 ※1戸当たり75万円上限)

活用できる補助金等	内 容
新富町木造住宅耐震改修事業補助金	耐震改修に要した費用の3分の1（75万円を上限とする）を補助する耐震改修事業を行います。

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政

安心安全な町づくりの推進

799万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆地域住民等からの設置要望に基づき防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。
- ◆青色パトロール車を活用し、危機管理専門員・防犯パトロール員による巡回及び講話を実施します。
 - ①交通安全運動期間に合わせて、高齢者クラブを対象とした「あおぞら教室」を開催し、交通安全・防犯に関する講習会を年間6回程度実施します。
 - ②毎月約10世帯程度独居高齢者宅等への訪問を行います。
 - ③防犯・交通安全教室を開催する学校や保育所（園）において、不審者対策の防犯教室と交通安全教室を年間5ヶ所で開催します。
 - ④児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。
- ◆防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います。

交通安全対策

165万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。

消費者行政の啓発

35万円

(担当：町民こども課)

- ◆消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆消費者の安全と安心を確保するために、国民生活センターなどと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行います。
- ◆町主催のイベント時に消費者啓発活動をより一層強化し、消費者教育の拡充に今後とも努めます。

騒音対策

3, 520万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆基地騒音の軽減に有効な住宅防音工事の推進を図ります。
- ◆告示後住宅の防音工事について、まだ住宅防音工事の対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。
※85W以上の区域で国が定めた項目に該当する告示後住宅に対しては、平成26年4月から防音工事が行われることとなりました
- ◆目視調査を1年間通して行い飛行実態の把握に努めるとともに、騒音測定結果を公表し騒音実態の周知に努めます。
- ◆防音工事の対象とならない新築家屋について、建築費用と空調機器購入費用に対して補助を行い、定住促進につなげていきます。

障害防止対策

4, 322万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆米軍の移転訓練期間中は、庁舎内に「米軍移転訓練連絡本部」を設置し、情報の収集・提供に努め町民の不安解消を図り、監視体制のマニュアルに添った連絡体制づくりを強化します。
- ◆緊急連絡のため現地に連絡員を配置し、情報の迅速な把握に努め、町民の安全・安心の確保に取り組みます。
- ◆米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。
- ◆上新田小学校建設のため防音工事を含めた設計を行います。

生活環境整備

100万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。
- ◆基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。
- ◆町が指定する周辺財産の緑地帯の整備を国と協議し進めていきます。
- ◆激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

4 住宅、公園、緑地、環境美化

町営住宅整備事業

6, 733万円

(担当：都市建設課)

- ◆防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。 35台取替
- ◆中伏団地の屋根改修及び給水設備の改修を行います。
- ◆宮ヶ平団地C棟の外壁・ベランダ手摺・階段室の改修を行います。

新築住宅への助成事業

3, 000万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆自己の居住のための新築住宅取得者に対し経費の一部を助成することで、定住促進を図ります。

活用できる補助金等	内 容
新富町定住促進補助金	全体建築工事費（併用住宅の場合は、住宅以外の用途に係る費用を除く。）の10/100を助成します。上限額は100万円。
町内建築業者による新築の場合	
町外建築業者による新築の場合	全体建築工事費（併用住宅の場合は、住宅以外の用途に係る費用を除く。）の5/100分を助成します。上限額は50万円。
町内設備事業者のよる空調機器設置工事の場合	空調機器（冷暖房機能付き）1台につき、5万円を助成します。上限額は15万円(3台まで)
町外設備事業者のよる空調機器設置工事の場合	空調機器（冷暖房機能付き）1台につき、2.5万円を助成します。上限額は7.5万円(3台まで)

町外者の定住促進

1, 400万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆平成27年4月1日以降に新富町に転入した者で、自己の居住のための住宅取得者に対し経費の一部を助成することで、定住促進を図ります。

活用できる補助金等	内 容
UIJ ターン定住促進事業	新築住宅の全体工事費（住宅以外の用途にかかる費用は除く。）又は、建売住宅及び中古住宅（リフォーム費用含む。）に係る費用の20/100を助成します。（上限200万円）

地域おこし協力隊の受入

708万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

適正なごみ処理

2億6,810万円

(担当：環境水道課)

- ◆ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。
- ◆西都児湯の1市5町1村で、適正なごみの処理や減量化について検討して行きます。
- ◆ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。
- ◆塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。

ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

54万円

(担当：環境水道課)

- ◆定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。
- ◆ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。
- ◆西都児湯クリーンセンターで年間2回行う『環境フェスタ』を通じて、環境保全等について啓発していきます。

火葬場の運営・設備

1,599万円

(担当：環境水道課)

- ◆周囲の環境に配慮した近代的な火葬場建設の本年度完成を目指し、効率的な維持管理を進めていきます。
- ◆火葬場運営について、1市3町から1市5町での広域取組みとして進めていきます。

墓地の管理

20万円

(担当：環境水道課)

- ◆各地区の墓地に関する相談窓口になります。
- ◆墓地改葬について住民に周知します。
- ◆町営墓地を適正に管理します。

第1節 暮らし・環境

Ⅱ 自然環境保全・公害

1 自然環境保全・公害

自然環境の保全

(担当：環境水道課)

- ◆海岸清掃等のボランティア活動を推進します。

環境保全意識の啓発

4万円

(担当：環境水道課)

- ◆町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

環境汚染対策

54万円

(担当：環境水道課)

- ◆不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ◆河川汚染の原因のひとつとなる家庭からの廃食油の流入を防ぐために、年間3,240ℓを目標に廃食油の回収を行い、河川等の水質検査を定期的(年4回)に行っていきます。

排水路整備事業

4,983万円

- ◆各地域の実情に応じ、排水路の整備を行います。

(担当：都市建設課)

- ①仲伏地区排水路実施設計
- ②湯之元線排水路実施設計
- ③六反田地区排水路整備調査
- ④追分地区排水路工事

排水処理対策等の充実

1億4,030万円

(担当：環境水道課)

- ◆生活排水から河川等の水質を守る為に、生活排水処理率(合併浄化槽使用率)66%を目標に推進します。
- ◆し尿や浄化槽汚泥の処理を行っている新富し尿処理施設「潮香苑」を適正に運営していきます。

活用できる補助金等	内 容
新富町浄化槽設置整備事業補助金	新富町内全域で合併浄化槽設置に対して補助が受けられます。 5人槽 33万2千円 7人槽 41万4千円 10人槽 54万8千円
単独処理浄化槽撤去費補助金	新富町内全域で合併浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽撤去等の費用に対して補助が受けられます。 上限9万円

第 2 節 健康・福祉

- I 保健・健康づくり・医療
- II 国民健康保険
- III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険
- IV 障がい者福祉
- V 児童福祉
- VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉

第2節 健康・福祉

I 保健・健康づくり・医療

1 保健・健康づくり・医療

健康管理体制の充実

1, 808万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問による個別指導等を行います。
- ◆疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

活用できる補助金等	内 容
国民健康保険特定健康診査	国民健康保険加入者の30歳以上75歳未満の方を対象に無料で実施しています。
出前健康教室	健康講話や料理教室などを地域に出向いて開催しています。お申し込みにより随時ご要望に応じていますので、是非ご活用ください。

自殺対策事業

24万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆自殺の可能性が高い世代を中心に“こころの相談票”を送付し、希望する対応に応じて相談や専門機関への紹介等を行います。

町民の健康を守る取組の推進

1億627万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆乳幼児、児童・生徒が感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないために予防接種の助成を行います。
- ◆受診率向上のため、子宮がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診の助成を行います。
- ◆特定健康診査の受診率向上と保健指導の充実を図ります。
- ◆特定健康診査の結果説明会を実施し、住民の生活習慣への振り返りにつなげます。
- ◆地域に出向いて、調理法や食事についてのアドバイスを具体的に行うことによって、全ライフステージ、健康レベルにある者が、新富町産の食材を使った高齢者ソフト食を通じて健康づくりを実践できるように支援を行います。
- ◆一般・歯科診療所がない上新田地区において、「まちの保健室・上新田地区歯科保健事業（保健指導・栄養指導・歯科保健指導）」を行うことで、地区住民の健康維持・増進につなげます。

活用できる補助金等		内 容
予防接種助成	定期予防接種	B C G, 四種（三、二種）混合、麻疹・風疹、日本脳炎、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌（小児・高齢者）、水痘は対象年齢の期間は無料で予防接種が出来ます。
	任意予防接種	おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウィルス予防接種に対する一部助成を行います。
各種がん検診助成 ※料金は健康カレンダーを参照ください。		<ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん 20歳以上、 ・前立腺がん 50歳以上 *1 ・大腸がん検診・胃がん検診・肺がん検診・乳がん検診 40歳以上を対象に実施しています。 *1 詳細な病態を見つけられるよう肺がんCT検診を追加しています。
	[再編交付金活用]	40から64歳で、特定健康診査を5ヵ年継続している方は無料でがん検診を受診できます。 65歳以上の方は無料で受診できます。

結核対策の推進

297万円

（担当：いきいき健康課）

- ◆結核は過去の病気ではなく現在でも我が国最大の感染症で、毎年全国で約2万1000人もの方が新たに結核を発症し感染者は数十万人以上いるともいわれていることから、関係団体及び関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進します。
- ◆結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。
- ◆患者等の人権が損なわれないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組みます。

活用できる補助金等	内 容
結核検診	65歳以上の方が対象で受診料は無料です。

地域医療体制の整備

1,604万円

（担当：いきいき健康課）

- ◆町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

第2節 健康・福祉
Ⅱ 国民健康保険
1 国民健康保険

国民健康保険

28億3,343万円

(担当：いきいき健康課)

◆国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられていますが、これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組みます。

活用できる補助金等	内 容
脳ドック助成	国民健康保険加入者を対象に200人を定員に実施しています。通常は3万円程の費用がかかりますが、助成により本人負担は6,000円となります。 ただし、過去2年以内に受診された方は、助成の対象外になります。

高齢者の健康づくり

337万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆壮年期を健康に過ごすことで認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸するため、特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防に努めます。
- ◆町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

活用できる補助金等	内 容
すこやか高齢者健康診査	75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象に無料健診を実施しています。

介護ボランティア育成事業

15万円

(担当：福祉課)

- ◆高齢者が自らの介護予防について学び、地域で介護予防事業に取り組むことにより、自立支援、地域づくりを推進します。
- ・対象者：一般高齢者（1号被保険者）
- ・講師等：医師、運動指導士、理学療養士等

介護自主予防教室助成事業

72万円

(担当：福祉課)

- ◆自主的に介護予防を行っている先進的団体に、モデル団体として謝金の一部助成し、高齢者の健康づくりや生きがいを支援します。

活用できる補助金等	内 容
介護自主予防教室助成	65歳以上の一般高齢者が10名以上参加し、介護予防（3B体操教室、ダンベル教室等）教室を自主的に行っている団体に謝金として月額20,000円の助成を行います。

転倒予防教室

10万円

(担当：福祉課)

- ◆介護予防リーダーを活用しながら地域での転倒予防教室に出向き、また毎日型サロン及び出張サロンでの軽体操やレクレーションを行います。
- ・富田地区 3地区 延べ40名
- ・新田地区 3地区 延べ20名

第2節 健康・福祉

Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

げんきアップ教室

596万円

(担当：福祉課)

◆特定高齢者や要介護認定の新規相談者、軽度（要支援1～要介護1程度）の要介護認定者を対象に、介護予防の総合教室を開催します。

- ・週1回（水曜及び木曜日の2コース開催：1回の人数30名）（老人福祉センター）バスでの送迎
- ・教室の内容 運動機能向上、認知症、口腔ケア、栄養教室等を含む介護予防総合教室
- ・自己負担 1回 200円

しんとみキラリ輝き体操教室

153万円

(担当：福祉課)

◆地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング（キラリ輝き体操）を行うことで介護を予防する教室の支援を行う。

- ・週1回のうち最初の4回のみインストラクター（理学療法士等）による技術指導
- ・モデル地区 5地区
- ・体力測定 必要時測定

高齢者のいきがづくり

143万円

(担当：福祉課)

◆老人クラブ連合会において生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがづくりの充実を図ります。

高齢者の就労支援の充実

728万円

(担当：福祉課)

◆高齢者がいきいきと働きながら地域貢献できるようシルバー人材センターの運営の充実を図ります。

高齢者の活動拠点の充実

237万円

(担当：福祉課)

◆高齢者が無料又は低額な料金で各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなど総合的に利用できる施設の管理運営について、利用者のニーズに沿った事業の充実を図ります。

高齢者医療

3億4,189万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々がお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。関係機関との連携強化を図り、高齢者医療の充実と健康増進に努めます。

在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

60万円

(担当：福祉課)

- ◆障がい者は、福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、昨年に引き続き自己負担の2分の1の助成を行います。

地域活動支援センター（I型）

650万円

(担当：福祉課)

- ◆創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行います。

乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

6, 982万円

(担当：町民こども課)

- ◆保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高学生が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成します。平成27年度から高校生も対象とし、より一層の充実を図ります。

活用できる補助金等	内 容
乳幼児・こども及び高校生等医療費助成	乳幼児医療 1 診療報酬明細書ごとに350円（保護者負担分 調剤薬局は自己負担なし）を控除した額を助成します。
	こども医療 1 診療報酬明細書ごとに500円（保護者負担分 調剤薬局は自己負担なし）を控除した額を助成します。
	高校生医療費 1 診療報酬明細書ごとに650円（保護者負担分 調剤薬局は自己負担なし）を控除した額を助成します。

多子世帯保育料助成事業

898万円

(担当：町民こども課)

- ◆安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学校（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育園および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。

一時預かり保育事業

1, 041万円

(担当：町民こども課)

- ◆保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。

第2節 健康・福祉

V 児童福祉

1 児童福祉

地域子育て支援拠点事業

1, 490万円

(担当：町民こども課)

- ◆各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

活用できる補助金等	内 容
地域子育て支援拠点事業助成金 [対象] 右の要件をすべて満たしている施設	1か所当たり年額 7, 453千円を補助しています。 ・保育所等の児童福祉施設で、効率的・継続的な事業実施が可能な場所であること。 ・原則として、週5日以上かつ1日5時間以上開設すること。 ※ 開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯に十分配慮を行うこと。 ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に 精通した専任の者2名を配置していること。

障がい児保育事業（私立保育園）

624万円

(担当：町民こども課)

- ◆障がい児保育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

延長保育促進事業

450万円

(担当：町民こども課)

- ◆就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

地域活動事業

100万円

(担当：町民こども課)

- ◆地域の高齢者や異年齢児童等の世代間の交流を継続的に実施する取組を行っている保育園に補助を行い、地域の子育て力を高めます。

子育て世帯応援商品券発行事業

870万円

(担当：町民こども課)

- ◆町内の中学生以下のこどもを持つ世帯へ、こども一人当たり3,000円の商品券を配布し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

不妊治療費助成事業

300万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部助成を行います。

活用できる補助金等	内 容
不妊治療費の一部助成	一般不妊治療（不妊検査、人工授精）については、治療費の1/2、10万円を上限に助成を行います。
	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については、県の上乗せ助成として15万円を上限に、年度3回まで助成を行います。 また、妻の治療開始年齢が34歳未満の方には、県の上乗せ助成に加え、更に町独自で4回助成を行います。

母子保健事業

2,044万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆妊婦一般健康診査については計14回、合計95,610円まで助成します。
- ◆乳児一般健康診査については計2回、合計11,200円（5,600円×2回）を助成しています。
- ◆生後6・7ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。
- ◆幼児の健康の保持・増進のため年に6回ずつ1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。

養育医療

530万円

(担当：いきいき健康課)

- ◆身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

活用できる補助金等	内 容
養育医療	一旦、町が医療機関へ医療に要した費用をお支払いします。 ※保護者等の所得に応じて、自己負担が発生する場合があります。

第2節 健康・福祉

V 児童福祉

1 児童福祉

放課後児童健全育成事業

3, 178万円

(担当：町民こども課)

- ◆保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね12歳未満の児童に対し、授業終了後に保育園などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

放課後児童クラブ支援事業

171万円

(担当：町民こども課)

- ◆放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います。

放課後児童クラブ利用負担軽減事業

506万円

(担当：町民こども課)

- ◆新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額3,000円、8月は月額8,000円を超えた額のうち2,000円を上限として算出した額を補助しています。

要保護児童の早期発見及び適切な保護

2万円

(担当：町民こども課)

- ◆保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

病後児保育事業

421万円

(担当：町民こども課)

- ◆保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応などを行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ります。
具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース(部屋)を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。

第2節 健康・福祉

VI 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉

1 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉

低所得者福祉

442万円

(担当：福祉課)

- ◆ 民生・児童委員に家庭を訪問してもらい、各世帯の実態を把握するとともに、民生・児童委員、福祉事務所などとも連携し、相談・指導体制の充実を図り、生活の安定を支援します。

ひとり親家庭医療費助成事業

1,051万円

(担当：町民こども課)

- ◆ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

第3節 教育・文化・人づくり

- I 幼児教育
- II 義務教育
- III 青少年健全育成
- IV 生涯学習
- V 文化・スポーツ
- VI ボランティア・男女共同参画

第3節 教育・文化・人づくり

I 幼児教育

1 幼児教育

家庭教育の充実

9万円

(担当：町民こども課)

- ◆家庭での幼児教育の重要性について、講習会などで啓発を図るとともに、幼稚園・保育園、関係機関とも連携した各種研修会を開催しながら保護者・地域の理解を得て、家庭教育に対し支援します。

ブックスタート事業・家庭教育支援事業

103万円

(担当：生涯学習課)

- ◆保健センターにて行われる4～7カ月健診に合わせ、ブックスタート事業を行い、本を通じた親子のふれあいを啓発します。
- ◆本を通じた親子のふれあいの場として夢いっぱい広場を開催します。
- ◆町地域婦人連絡協議会の皆さんが行う小学校の参観時の託児を支援します。

私立幼稚園振興補助金事業

1,259万円

(担当：町民こども課)

- ◆幼稚園の教育条件の維持、向上および在園する幼児にかかわる経費負担の軽減を図るため、設置者が購入しようとする教具、教材などの助成を行います。
- ◆障がい児の幼児教育の向上を図るため、障害のある幼児の支援を目的とした職員加配に伴う経費の助成を行います。

学校施設・設備の充実

1億3,626万円

(担当：教育総務課)

- ◆上新田小学校建設のための設計を行います。
- ◆各中学校講堂吊り天井改修など施設の改修を実施します。
- ◆給食センターについては、建設計画を進めます。

学力の向上

2,710万円

(担当：教育総務課)

- ◆学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。
 - ①県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。
 - ②「学力・授業力向上推進リーダー」による授業研究及び授業公開を通じて、各学校においても授業改善に取り組みます。
 - ③非常勤講師の配置の充実、適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実を図り、各学校の児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。
 - ④全中学校区で家庭学習の充実を図ります。
 - ⑤新田学園では、小中一貫校ならではの教育を推進するとともに、全中学校区での小中一貫教育を目指します。

読書推進事業の展開

391万円

(担当：教育総務課)

- ◆「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。
 - ①読書推進協議会及び新富町小中学校読書推進委員会との連携を図り、学校図書館のより一層の活用を図ります。
 - ②毎月20日～26日をファミリー読書週間とし、23日をファミリー読書の日とすることで、家族での読書活動を推進します。
 - ③幼保小連携モデル事業を活用するなど連携した読書活動の充実を図ります。

健康安全教育・食育の推進・道徳教育

76万円

(担当：教育総務課)

- ◆体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。
 - ①「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。
 - ②食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します
 - ③交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。
 - ④学校の教育活動全体をとおして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

第3節 教育・文化・人づくり

Ⅱ 義務教育

1 義務教育

生徒指導等の充実

408万円

(担当：教育総務課)

◆学校教育の充実を図ります。

- ①児童生徒の心のケアのため、スクールアシスタントを配置し、スクールカウンセラーを活用します。
- ②中学生海外派遣研修を行います。
- ③パソコンや電子黒板を有効活用します。
- ④家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。
- ⑤西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。

家庭・地域社会・学校の連携

(担当：教育総務課)

◆心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。

特別支援教育の充実

179万円

(担当：教育総務課)

◆個々の児童生徒の障がいの状況に応じた特別支援教育を推進します。

◆適応指導教室（けやき教室）を設置し、個々の児童生徒に向き合ってきたきめ細やかな教育を推進します。

第3節 教育・文化・人づくり

Ⅲ 青少年健全育成

1 青少年健全育成

子どもの体験活動支援事業等

60万円

(担当：生涯学習課)

◆町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンスなどの活動を推進・支援します。

◆学校・地域・家庭が連携した子どもの健全育成を図ります。

新富町チャレンジスクール事業・子ども会育成事業

70万円

(担当：生涯学習課)

◆放課後子ども教室に代わるしんとみチャレンジスクール事業に取り組み、自ら考え自ら行動する子ども達を育成します。

◆子ども達の活動を支援してくれる指導者の募集、登録を行い、多くの方々が社会参加できる体制づくりを推進します。

◆子ども会活動を支援し、宿泊体験事業などを行います。

複合施設整備事業

10億4,450万円

(担当：生涯学習課)

- ◆図書館を中心とした、公民館、資料館、コミュニティエリアを含む複合施設の本体工事を完了し、開館準備を進めます。
- ◆複合施設周辺の外構工事、街頭設置工事、駐車場の整備を行います。
- ◆複合施設周辺の道路改良工事を行います。

人権啓発活動の取組

23万円

(担当：町民こども課)

- ◆新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年2回ずつ計6回開催します。
- ◆人権尊重理念への理解を深めてもらうため町主催のイベントや人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。
- ◆町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。

生涯学習活動の促進

276万円

(担当：生涯学習課)

- ◆町民のニーズ、年齢層にあった生涯学習講座を開講し、発表の場を提供します。
- ◆生涯学習講師助成を推進し地区公民館活動の活性化を図ります。
- ◆生涯学習フェスタを開催し町民の交流の輪が広がるよう取り組みます。

活用できる補助金等	内 容
生涯学習講師助成事業	4,500円/回(申請地区への補助額)

成人式自主運営

67万円

(担当：生涯学習課)

- ◆新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を応援し、新成人の社会参加を促進します。

地区集会所大規模改修事業 4, 295万円

(担当：防災基地対策課)

- ◆地区集会所に太陽光発電設備を設置し、地区の活性化に努めます。(16館分)

読書環境整備及び推進事業 7, 901万円

(担当：生涯学習課)

- ◆新図書館用にIC対応システムを導入し、本の自動貸し出しなどが出来る環境を作ります。
- ◆図書支援員を派遣し、学校図書室及び公共図書室の読書環境の充実に努めます。
- ◆新しく建設する図書館用の蔵書の購入を進めます。
- ◆しんとみ読みがたりを開催し、読書推進を図ります。

文化財の環境整備及び活用 1, 100万円

(担当：生涯学習課)

- ◆新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。
- ◆埋蔵文化財の調査を進めます。
- ◆新田原古墳群の維持管理を行い、町内外の人が見学できる環境を整備します。

文化活動の推進 5, 588万円

(担当：生涯学習課)

- ◆しんとみ探訪ツアーを開催し、町内外の人に新富町の伝統芸能や文化財を広く紹介します。
- ◆文化会館公園の太陽電池時計の修繕を行います。
- ◆文化活動の拠点として文化会館事業の充実に努めます。
- ◆指定管理者による会館運営を充実させ、自主文化事業の充実に努めます。

生涯スポーツ活動の促進 645万円

(担当：生涯学習課)

- ◆各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。
- ◆スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の指導を行います。
- ◆全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。

活用できる補助金等	内 容
スポーツ少年団等全国・九州大会出場助成	九州大会 1万円/1名、全国大会 2万円/1名を助成します。

第3節 教育・文化・人づくり
Ⅴ 文化・スポーツ
1 文化・スポーツ

体育施設管理及び整備

2, 003万円

(担当：生涯学習課)

- ◆体育施設の管理及び整備を進め、町体育館耐震補強の工事を行います。
- ◆勤労者体育館横を上新田コミュニティ広場として整備を行い、地域住民が多目的に活用できる広場を整備します。

富田浜漕艇庫等整備事業

1億0, 185万円

(担当：生涯学習課)

- ◆富田浜漕艇場に宿泊施設を備えた漕艇庫を建設し、合宿などを誘致します。

第3節 教育・文化・人づくり

Ⅳ ボランティア・男女共同参画

1 ボランティア・男女共同参画

ボランティア公募の推進

235万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆各種ボランティアについて、公募を行っていきます。
- ◆ボランティア協議会との密な連携を図りながら、草刈ボランティアやまつり・イベントボランティアの確立を推進します。また、観光ボランティアについては養成講座等を開催し育成を図ります。

男女共同参画の推進

(担当：まちおこし政策課)

- ◆新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるため、広報活動や講演会の開催を行います。
- ◆政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。

女性を取り巻く環境の整備

(担当：町民こども課)

- ◆女性の社会参加に向けて、育児や介護に対する社会的支援の充実を図ります。

第4節 産業・経済

I 農業

II 林業・水産業

III 商業、サービス業、工業

IV 雇用

V 観光

効率的・安定的な水田農業の確立

1, 595万円

(担当：農業振興課)

- ◆国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉米、飼料用米、加工米)の作付や水田後作としてのそば、なたね、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び米の生産調整と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

新規就農者及び農業後継者への支援

2, 462万円

(担当：農業振興課)

- ◆農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

活用できる補助金等	内 容
青年就農給付金（経営開始型）	認定新規就農者に対し、最大年間150万円（夫婦型は1.5倍）を最長5年間支給します。支給に際しては、土地・機械類の権利関係、経営主宰権の有無など諸々の支給条件があります。また、農業後継者については、新技術の導入など、新規就農者と同程度のリスクを負っていることも条件になっています。
新富町就農支援交付金	平成20年4月以降に就農した者であり、就農から1年以上経過し、かつ45歳未満の方を対象に、就農時に50万円、就農後5年以内に農業経営を開始した場合、追加で50万円（合計100万円、1回のみ）を支給します。 なお、青年就農給付金（経営開始型）を受給中の方は除きます。

施設園芸の省エネルギー・省力化対策

1, 000万円

(担当：農業振興課)

- ◆施設園芸は、重油価格の高騰、生産者の高齢化等による負担の増加が著しい状況です。それらに対応するため、省エネルギーや作業の省力化に効果のある資材の導入に対して支援を行います。

活用できる補助金等	内 容
施設園芸産地再生緊急支援事業補助金	施設園芸に関する省エネ、省力化に効果のある資材の導入等に対し、補助率1/3で50万円を上限に補助します。「認定農業者経営改善緊急支援事業補助金」との重複申請は出来ません。

第4節 産業・経済

I 農業

1 農業

畑作営農の経営再編

139万円

(担当：農業振興課)

◆葉たばこ転換作物である深ねぎの産地化に向けた取り組みを支援します。

◆露地野菜栽培における環境負荷軽減への取組を支援します。

活用できる補助金等	内 容
環境保全型農業育成支援事業補助金	環境負荷の軽減及び労働の省力化のため、微生物により土壌に分解される「生分解性マルチ」の導入に対し、使用面積10a以上で1ha以下の経費の1/3を補助します。

有害鳥獣対策

126万円

(担当：農業振興課)

◆年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

認定農業者等の持続的発展の推進

600万円

(担当：農業振興課)

◆地域農業の担い手である認定農業者に対し、地域リーダーとしての育成を図り、農業の持続的発展を推進するため、生産性の向上等に効果のある農業用機械の購入、施設及び付帯設備の導入に対して支援を行います。

活用できる補助金等	内 容
認定農業者経営改善緊急支援事業補助金	認定農業者が行う生産性の向上等に効果のある資材の導入等に対し、補助率1/3で30万円を上限に補助します。「施設園芸産地再生緊急支援事業補助金」との重複申請は出来ません。

第4節 産業・経済

I 農業

1 農業

園芸用ハウスの刷新にともなう高収益システムの導入促進 3,935万円

(担当：農業振興課)

◆施設園芸用ハウスについて、高収益システムの導入により、生産効率の向上、経営の安定を目的としたハウスの建設を支援します。

遊休農地等の解消及び発生防止 177万円

(担当：農業委員会)

◆高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

活用できる補助金等	内 容
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	農用地内の遊休地を再生する事業で、国庫補助金は事業費の2分の1、児湯担い手協議会を通じて実施されます。

農業者年金の推進 109万円

(担当：農業委員会)

◆農業後継者の啓発を推進し、年金制度の理解を図り農業者年金の推進を図ります。

活用できる補助金等	内 容
政策支援	認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料(月2万円)の2割(4,000円)、3割(6,000円)、5割(1万円)の国庫補助があります。(最長20年間)

経営・流通販売体制の改革

396万円

(担当：農業振興課)

- ◆農産物フェアを開催して特産物の販路拡大を図ります。
- ◆町内で生産される小麦を活用し、商品開発やイベントに参加し、普及促進を図ります。
- ◆町内で生産される米粉を町内外へ普及させ、消費の拡大を図ります。

活用できる補助金等	内 容
しんとみ農畜産物販売事業補助金	農業の町である本町産の農畜産物の販売の促進につながる取組に対し補助を行います。
小麦でつくる新富ブランドオンライン事業補助金 米粉普及消費拡大事業補助金	本町の小麦・米粉を活かした新技術の確立や小麦・米粉を使った農産加工品の開発等に対する町単独の補助金です。

農道舗装の推進

700万円

(担当：農地管理課)

- ◆コンクリート舗装を行う地区・団体に対して生コンクリート材を支給し、幹線道路舗装の自主的な取組を支援します。

農業基盤整備事業の推進

9,520万円

(担当：農地管理課)

- ◆農作業道舗装工事及び農地の暗渠排水整備の推進を支援します。

農地中間管理事業の推進

296万円

(担当：農地管理課)

- ◆担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。
 地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金

認定農業者等の農地の集積

60万円

(担当：農業委員会)

- ◆農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

農地・水保全管理事業の推進

3, 179万円

(担当：農地管理課)

- ◆多面的機能支払交付金として、集落が共同して行う農地・農業用水等の保全管理と集落環境の向上を目的とした活動やその補修・更新等の活動に対して支援を行います。また、国の事業で支援できない活動に対しては、町単独事業として支援します。

圃場整備の推進

80万円

(担当：農地管理課)

- ◆一ッ瀬土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

環境保全型農業推進

97万円

(担当：農業振興課)

- ◆環境保全型農業の推進を行います。

活用できる補助金等	内 容
環境保全型農業育成支援事業補助金	環境負荷の軽減及び労働の省力化のため、微生物により土壌に分解される「生分解性マルチ」の導入に対し、使用面積10a以上で1ha以下の経費の1/3を補助します。

畜産振興対策

1, 234万円

(担当：農業振興課)

- ◆口蹄疫、鳥インフルエンザ等の防疫対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。
- ◆繁殖牛の優良雌牛確保、肥育素牛地元購買促進、乳用牛の後継牛確保に対して支援を行います。

活用できる補助金等	内 容
家畜伝染病防疫対策事業補助金	口蹄疫・鳥フル等の家畜伝染病の防疫強化の補助金です。
肉用牛増頭対策事業補助金	繁殖牛の優良な雌牛の導入に対する町単独の補助金です。
肥育素牛導入緊急対策事業補助金	町内で生産された肥育素牛を導入した農家に対する町単独の補助金です。
乳用雌牛増頭対策事業補助金	雌判別精液を購入する酪農家に対する町単独の補助金です。
乳用雌子牛増頭対策事業補助金	自家産雌牛を後継牛として自家保留する酪農家へ対する町単独の補助金です。

海岸保安林の松くい虫防除

972万円

(担当：農業振興課)

- ◆災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布、薬剤の樹幹注入、伐倒駆除を行います。

口蹄疫復興対策

689万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆町融資制度利用者への信用保証料の補助、一部利子の補給を実施し、地域活性化に取り組みます。
- ◆九州各県対抗少年相撲大会を開催します。
- ◆イベント・販売促進などを通じたしんとみの産品、店舗、人間を町外へアピールします。
- ◆県が策定した「口蹄疫からの復興対策・復興方針」に基づき、経済雇用対策、地域雇用対策に積極的に取り組みます。

地元商店街等との連携

1,291万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆ギャラリーしんとみのさらなる企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術の発信地と併せ、町内の観光名所のPR・案内など、新富町商業協同組合と連携して取り組みます。
- ◆地元商店街に関する情報発信を行います。
- ◆新富町商工会、新富町商業協同組合、新富町観光協会ブログ等のホームページを有効に活用し、各種イベントの情報発信を行います。
- ◆お客さんを商店街に導くよう地元商店街と連携し、各種イベントを実施します。
- ◆商店街の後継者育成、商工会青年部・女性部活動の活性化を支援します。
- ◆各団体の組織強化を積極的に支援します。
- ◆各種イベントへ積極的に参加し、地場産品の販売を促進します。
- ◆商品開発、販売方法、販路拡大などの助言、支援を実施するとともに、商工会や食品加工グループとの交流会を開催し、新富そばや新富米粉の新たな展開を目指します。

消費喚起・生活支援の取組み

4,800万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆商工会によるプレミアム付き商品券の発行に対し、事業費を助成します。

	内 容
商品券内容	プレミアム率：25% 1冊・・・1,000円券10枚と500円券5枚を10,000円で販売
販売場所・方法	申込書を記入し、窓口にて購入
販売期間	平成27年6月15日から完売次第終了 平日：午前9時～午後7時 土日：午前9時～午後4時
購入限度額	1人当たり・3冊、1世帯上限10冊(100,000円まで)
利用店舗	新富町内商品券取扱加盟店

企業誘致の推進

65万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆新たな工業団地確保に関係課と取り組み、工業団地の候補地を研究とあわせ、企業誘致に取り組みます。
- ◆新富町都市計画マスタープランとの整合性、交通アクセス、パンフレットの作成、費用対効果を重視した用地確保を目指し、農商工が連携した用地の確保を研究します。
- ◆企業に対するサポート体制を充実強化し、多様なニーズに迅速に対応できるよう事業所を訪問します。
- ◆企業の現状や行政への要望を確実に素早く把握し、支援を行うようサポート体制の充実に取り組みます。
- ◆誘致企業工場等用地取得及び雇用奨励の助成を行います。

雇用対策

200万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆産業の振興と雇用の創出を図るため、新たに創業する事業者に対し、創業時の費用負担に対する一部助成を行います。

まちづくり実施計画策定事業

1, 291万円

(担当：まちおこし政策課まちづくり推進室)

◆外部委員による検討委員会を組織し、基地の存在をはじめとする地域資源を活用したまちづくりとして、賑わいの創出や地域間交流、産業振興の拠点となる施設の整備に係る実施計画を策定する。

温泉化粧水「どんぐり」の販売促進

200万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆販売促進の企画の充実を図り、イベントや農畜産物販売促進等の場で積極的にPRします。
- ◆宮崎市および西都・児湯を中心に、道の駅や直売所など集客力のある店舗への販路の拡大をめざします。

新富温泉「サン・ルピナス」の集客

1, 684万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。
- ◆お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ◆施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。

魅力ある観光の振興

15, 197万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆観光事業の促進については、通常観光事業と並行し、観光地開発および集客向上に取り組みます。
- ◆さいとこゆ観光ネットワークと連携し、体験型の日帰り観光マップ等を作成します。
- ◆インターネットを活用した情報誌に新富町の観光地を掲載し、広く新富町の観光地をアピールします。
- ◆花の里づくり関連イベントの充実を図ります。
- ◆まつりしんとみや座論梅うめまつりなど恒例のイベントの企画充実を図ります。
- ◆九州各県少年相撲大会を開催し、新富町のPRを図ります。
- ◆日向新富駅を活用し、観光事業を推進します。

第5節 ビジョンを実現するための 行政の取り組み

- I 行財政
- II 町民参加の推進
- III 行財政運営の効率化

長期総合計画の実効性の確保

(担当：まちおこし政策課)

- ◆基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。

総合戦略の策定

821万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆農商工連携による雇用創出、子育て支援強化等による人口増対策と地域活性化の好循環を生み出すための総合戦略を策定します。

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

Ⅱ 町民参加の推進

1 町民参加の推進

行政情報の公開

(担当：総務財政課)

- ◆町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。

広報誌等による情報提供の充実

226万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。

開かれた議会の実現

(担当：議会事務局)

- ◆議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページ等の充実を図ります。
- ◆町民が参加できる議会を目指し、議員の議会活性化への取り組みについて補助・支援を行います。

議会広報の充実

112万円

(担当：議会事務局)

- ◆町民の読みやすい「議会だより」として、さらなる向上を目指します。
- ◆議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。

先進性のある議会の実現

190万円

(担当：議会事務局)

- ◆政策提言につながる各常任委員会の行政調査の補助・支援を行います。
- ◆議会改革に伴う講師の招聘を行います。

地区（自治会）加入の推進

(担当：総務財政課)

- ◆環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的主体的に活動できるようだれもが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、町の広報誌やホームページ、チラシ等で地区加入を呼びかけ、地区組織の拡充を図ります。

まちづくり事業の推進

1, 400万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆生涯学習活動や世代を超えた地域コミュニティ発展のための活動、郷土芸能・文化活動・自然環境などの地域資源を保全する活動、広く町民を対象とした地域活性化のためのイベントなどまちづくり補助金を広く町民に周知し、更なる活用を推進します。
- ◆まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。

活用できる補助金等	内 容
まちづくり補助金	地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や、既存の事業を拡充する場合で、世代を超えた多くの町民が見込まれる公益性のある事業を実施する団体に交付します。
	(1) 一般枠 まちづくり団体が行う、広域的なまちづくりを行うための事業 補助額 補助対象経費の10/10以内(限度額10万円)
	(2) 地域コミュニティ活性化枠 自治組織が行う生涯学習活動や世代を超えた地域コミュニティの持続的な発展のために行う事業 補助額 補助対象経費の10/10以内(限度額10万円)
[対象] まちづくり団体 自治組織	(3) イベント枠 まちづくり団体が行う広く町民を対象にしたイベント開催に係る事業 補助額 町長が定める額

若者連絡協議会の活動推進

54万円

(担当：まちおこし政策課)

- ◆新富町の青年団体の集合体である若者連絡協議会を積極的に支援・助言を行い、町内若者組織強化を図り、若者による地域づくりを推進します。
- ◆各団体全体・全員での交流会を開催し、組織強化を図ります。

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

Ⅲ 行財政運営の効率化

1 行財政運営の効率化

財政運営の効率化

(担当：総務財政課)

- ◆財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い予算に反映します。
- ◆事業の必要性の検討を行うとともに、優先順位を決め歳出の安定化を図り予算に反映させます。
- ◆国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります。

財源の確保

491万円

(担当：総務財政課)

- ◆各事業担当課に国・県補助金の活用について再検討を依頼するとともに、基金の活用等による財源の確保を図ります。また、町税や保険料などの収納率向上を図るとともに広報誌等での広告収入やふるさと納税など自主財源の確保を図ります。

行政運営の効率化

(担当：総務財政課)

- ◆満足度の高い行政サービス提供のため、職員の資質、能力を活かした適正な人員配置に取り組みます。

職員の資質の向上

303万円

(担当：総務財政課)

- ◆職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。
 - ①宮崎県との人事交流を行います。また、県（福岡事務所）へ職員を派遣します。
 - ②市町村研修センターの実施する研修に参加します。
 - ③町独自の派遣研修を積極的に行います。
 - ④職員に対する独自研修を充実させます。
 - ⑤職員の心身にも気を配りメンタルヘルスやカウンセリングを行います。
- ◆職員の人材育成（職員の教育・指導）を図ることを目的として、人事評価制度を導入します。

余裕金管理の充実

(担当：会計課)

- ◆安心安全を基本に高金利の金融機関を選定し、余裕金の活用による預金利息のさらなる拡大確保に努めます。

収納代理金融機関の拡充 100万円

(担当：会計課)

◆納付者の利便性向上と収納率アップを図るため、収納代理金融機関の拡充を図ります。

家屋全棟調査 64万円

(担当：税務課)

◆現在課税されている家屋との公平性を確保するため、平成25年度導入の「家屋調査システム」を基に課税されていない家屋を対象に調査するものです。

町内全域を対象に、航空写真と家屋図のデータを反映した「家屋調査システム」により区域毎に効率的な抽出作業をおこない、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋システムの修正更新に努め、課税漏れ等の縮減に努めます。

固定資産（土地）評価総合調査業務 204万円

(担当：税務課)

◆各地目ごとに公平な評価を確保するため、特に駐車場用地、資材置き場用地など「雑種地」など類型毎に雑種地の現況調査をおこない、所在地・利用状況等より現行評価を検証し、見直しを含め、適正評価を図ります。この業務は、平成30年度評価替えに伴い、平成27年度から3年をかけて実施するものです。本年度は下のとおり作業を行います。

- ・評価総合計画
- ・地域総合調査
- ・画地認定図、地番路線図の作成等

納税方法の周知

(担当：税務課)

- ◆口座振替の推進を行っていきます。
- ◆納付環境の充実を図るため、「コンビニエンスストア」納付制度のさらなる啓発を推進します。
- ◆年末、年度末に広報車による納税の呼びかけを行います。

第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み

Ⅲ 行財政運営の効率化

1 行財政運営の効率化

納税相談の拡充

25万円

(担当：税務課)

- ◆滞納初期段階で督促・催告を行い、納期内納付の困難な納税者に対しては、納税相談の活用を促すことで滞納の常習化防止を図ります。

納税意識向上のための広報

(担当：税務課)

- ◆各小、中学校で納税教室を行い税金の使い道を理解してもらい納税意識を高めます。
- ◆ホームページを活用し、税金は大切なものだとして認識してもらい税金を納めるものと意識改革を図ります。

滞納処分の強化

6万円

(担当：税務課)

- ◆税の公平性を維持するため、悪質な滞納者等に対して滞納処分（給与差押、預貯金・保険等の差押）を強化します。
- ◆滞納処分に伴う差押物を速やかに滞納税へ充当するための、インターネット公売の研究を行い、開始していきます。
- ◆県と滞納整理業務の併任人事交流を行い徴収技術の向上及び税収の確保を図っていきます。
- ◆郡内町村と税務職員相互の人事交流を行い徴収技術の向上及び税収の確保を図っていきます。

窓口業務のサービス向上

15万円

(担当：町民こども課)

- ◆来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。
- ◆業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。
- ◆各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、担当課と総合窓口との連携をはかり、来庁者の皆様の利便性をはかります。
- ◆出生したお子さまの誕生のお祝いと健やかな成長、ご家族の幸せを祈念して当町独自の「出生お祝い記念品」を希望者に交付します。

国民年金の充実

(担当：町民こども課)

- ◆国民年金の制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広く広報を行います。
- ◆窓口にて「ねんきんネット」を活用し、町民の皆様の年金記録の照会等を行い、サービスの向上に努めます。